

第二七回

「二・一一思想と信教の自由を守る静岡県西部集会」に参加を！

◆日本は、世界に誇る「戦争放棄・戦力不保持の平和憲法」に立っています。

◆それ故に、この六一年間、日本は、戦争をすることもなく過ごせたのです。
・それは、①「法的仕組み」として、戦争をする体制はなく ②「教育体制」として、戦争をする人を作ることもなく ③当然、国家として「靖国神社」のような戦死者を受け入れる施設も必要なかったということです。

◆しかし、日本の歩みを振り返ってみますと、一九六〇年代後半から「靖国神社国営化法案」が提出され、廃案になると、歴代首相が「靖国神社参拝」にこだわり、アジアの警告を無視し、「公式参拝」を強行する者まで出てきました。

※それは、戦死者の受け皿の準備にほかなりません。

◆そして、昨年ついに、「教育基本法」改定案が国会で可決されました。

※これは、愛国心という名のもとに、戦争する人を作る準備にほかなりません。

◆さらに、安倍首相が公約的に進めている、憲法を改定する大きな準備の一つとして、「国民投票法案」を、五月までに、国会を通過させようとしています。

※つまり、憲法第九条を含む「憲法改定」へと大きく進み、「自衛軍」としての戦力を、正面から持とうとしているのです。ですからこそ、その先取りとして、「防衛庁」を「防衛省」へと昇格させたのです。

◆これらの流れは、本当に日本の根本的改悪、戦前復帰と言わざるを得ません。この状況の中で、日本政府が、戦前・戦中の天皇制国家の復権を意図として、三〇余年前に装いを変え、新たに「建国記念の日」として再登場したことを覚えて、現状を捉え直し、憲法遵守の活動を確認しようではありませんか！

◆ぜひ、ご出席ください！

日時 二〇〇七年 二月十一日（日）：開場一時半
午後二時開会／四時閉会予定

場所 浜松市地域情報センター

（浜松市東田町一二二 会場には駐車場はありません）

講演 「憲法第九条は、日本の宝」

講師 川端純四郎氏（元・東北学院大学教員、「九条の会」派遣講師団の一人）
（連絡先 浜松市紺屋町三〇一／一五 小林 眞）